

大阪労働局発表
令和7年5月1日

【照会先】

大阪労働局 労働基準部 健康課

(電話) 06(6949)6500

5月から9月まで

「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施

～ 熱中症死亡ゼロを目指して ～



- 令和6年の大阪府内の職場における熱中症の発生状況は、死亡者は9人（前年1人）で全国の死亡者数の3割を占め、休業4日以上之死傷者数は94人（前年54人）で、共に**前年より大幅な増加**となりました。

これらの中には、体調不良となった後も炎天下や高温の屋内での作業を継続して熱中症を発症したケースや、本人や周囲が異変を感じた時に、すぐに作業から離れさせ、医療機関に搬送するという「異常時の措置」がとられていなかったものもありました。

- 気象庁が発表した（令和7年4月22日発表）向こう3か月の天候の見通し（令和7年5月から7月）では、近畿地方の気温は出現確率60%の割合で、**平年より高い予報**となっています。
- 労働安全衛生規則が改正され「熱中症による重篤化を防止するための措置」が**罰則付きで事業主に義務化されます**
- （令和7年6月1日施行）。
改正規則に特化したセミナー開催する他、様々な取り組みを実施いたします。
- このため、大阪労働局（局長 志村 幸久）では、職場における熱中症予防対策の一層の推進を図るため、本年も5月から9月までの期間「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。
（重点取組期間を7月に設定）
- 大阪労働局では、本キャンペーン期間中に次頁の取組を行い、熱中症予防対策の徹底を図ります。



令和7年度の熱中症予防対策の取組について

(1) 専用リーフレット等による周知啓発（資料1参照）

※暑さ指数（WBGT 値）とは、気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮して労働環境において作業者が受ける暑熱環境による熱ストレスの評価を総合的に行う指標です。

(2) セミナーの開催

キャンペーン期間中、暑さが本格化する6月～8月に合わせ、熱中症予防対策セミナーを開催します。

① 熱中症予防対策セミナー（資料2参照）

行政から熱中症対策の情報、気候変動適応法及び熱中症警戒アラート等の情報の提供のほか、専門医から、医師の視点による具体的な熱中症対策等の説明を行います。

② 熱中症対策セミナー【重篤化防止】（資料3参照）

熱中症による労働者の死亡災害の殆どが、「初期症状の放置」「初期対応の遅れ」が原因となっていることから、専門医による「熱中症による重篤化のメカニズム」の解説、大阪市消防局による「熱中症による救急搬送の要否の判断と搬送までの応急処置等」の解説等、熱中症による重篤化を防止するために重要な知識についてセミナーを行います。

NEW !

(3) キャンペーン期間中に実施するパトロール及び事業場指導等において、熱中症予防対策に取り組むよう指導します。

(4) 労働安全衛生規則の改正について周知・指導を行います。（資料4参照）

熱中症による重篤化を防止するため、熱中症のおそれがある作業員へ早期に対応するための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成、これらの体制や手順の関係作業員への周知が、罰則付きで事業主に義務付けられます。

（令和7年6月1日施行）

(5) ホームページでの周知広報

大阪労働局
職場における熱中症予防対策



大阪産業保健総合支援センター
熱中症セミナー情報



熱中症対策の強化について



厚生労働省
クールワークキャンペーン
【実施要綱】



厚生労働省
クールワークキャンペーン
（職場における熱中症予防対策）

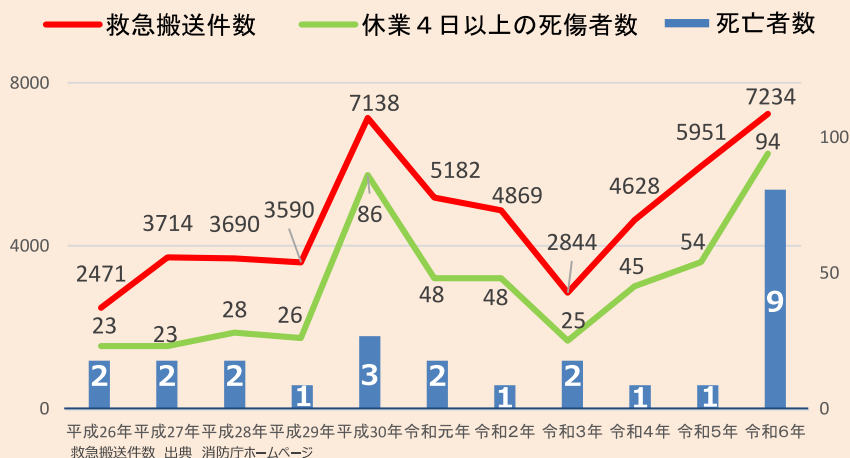


日本語他10か国語の熱中症対策のリーフレットも掲載されています

死亡ゼロに

熱中症を予防しよう!

熱中症による労働災害発生件数及び救急搬送件数



大阪府内では、令和6年の職場における熱中症による休業4日以上死傷者数が94人で前年に比べ40人の増加となり、そのうち9人がお亡くなりになっています。

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、めまい、こむらえり等の症状や重症では**死にいたる**こともあります。

大阪労働局では、労働災害防止団体などと連携して、職場における熱中症の予防のために

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」

キャンペーン期間：5月～9月（重点取組期間7月）



キャンペーン
実施要項

を展開し、重点的な取組を進めています。

各事業場においては、事業者、労働者が協力して、**熱中症予防対策に取り組みましょう!**

なお、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」については、期間ごとの実施事項に重点的に取り組むことに加え、熱中症による死亡者を出さないために、少しでも異変を感じたら**病院へ運ぶまでは一人きりにしない**といった適切な措置を講じるようお願いいたします。

異常時の措置

- ・熱中症は、短時間で容体が急変します。あらかじめ、近くの病院の場所を確認しておき、本人や周りが少しでも異変を感じた時には**すぐに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう。**

暑さ指数とは：WBGTとも呼ばれ、気温に加え、湿度、風速、輻射熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数で、熱中症警戒アラートなど熱中症予防に幅広く利用されています。

気象庁【令和7年(向こう3か月の天候見通し)】(令和7年3月25日発表)

気象庁の(令和7年4月から6月)の向こう3か月の天候見通しは、近畿地方で降水量は平年並みですが、気温は平年並みか高い予報で、6月は出現確率50%の割合で、平年より高いとなっています。

環境省【熱中症警戒アラート等】

近年、熱中症による救急搬送人員、死亡者数が高い水準で推移していることから、環境省と気象庁は令和3年度から「熱中症警戒アラート」を全国で運用しています。熱中症警戒アラートは、暑さ指数(WBGT)に基づき、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される場合に、暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促すための情報です。令和7年度については、**4月23日から配信予定です。**

〈配信サービス〉

- ・個人向けメール配信サービス：熱中症警戒アラート等
- ・個人向けメール配信サービス：暑さ指数(WBGT)
- ・事業者向け電子情報提供サービス：暑さ指数(WBGT)
- ・「環境省」LINE公式アカウント：熱中症警戒アラートや暑さ指数をお知らせ



環境省
熱中症予防情報
サイト

キャンペーン期間（5月～9月）

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

□ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施しましょう
☐	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置しましょう
☐	服装	準備期間に検討した服装を着用しましょう
☐	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止などの工夫をしましょう
☐	暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整しましょう ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
☐	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取しましょう（水分等を携行させる等を考慮）
☐	プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減させましょう
☐	健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮しましょう ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
☐	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前にも確認しましょう
☐	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態をよく確認しましょう
☐	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置を行いましょう ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ **体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**

厚生労働省は働く人の熱中症を防止するためのポータルサイト

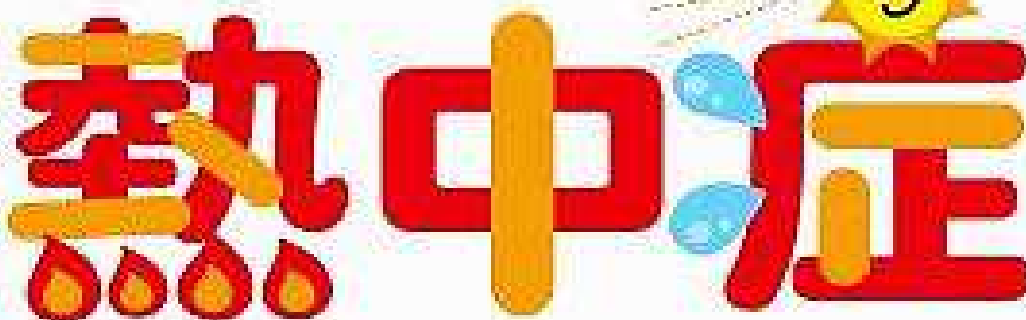
「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」

を運営しています

教育用教材として動画コンテンツや 万一の際の救急措置等の要点が記載された「熱中症予防カード」などを活用し熱中症予防を積極的に取り組みましょう



事業場担当者向け



受講料
無料

予防対策セミナー

令和6年の職場における熱中症による死亡者数は、速報値で全国で30人、うち大阪府内では9人、休業4日以上之死傷者数は全国で1,195人、うち大阪府内では95人となっています。業種別にみると、建設業、製造業、陸運業等で多く発生しています。死亡事例の多くで、暑さ指数（WBGT 値）を把握せず、熱中症の発症時・緊急時の措置の確認・周知の実施が確認出来ませんでした。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有している事例も見られ、医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった事例もありました。

厚生労働省では「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を令和7年5月1日から9月30日まで実施しており、その一環として熱中症予防対策セミナーを開催します。セミナーでは、熱中症の予防対策について医師の視点からみた予防対策と、大阪労働局健康課担当官による大阪府下における熱中症の事例のほか、気候変動適応法及び熱中症警戒アラート等について学びます。

令和7年4月23日 水曜日 14:00～16:00

会場 エル・おおさか 本館 7階 708号室 定員：60名

令和7年5月14日 水曜日 14:00～16:00

会場 エル・おおさか 南館 7階 734号室 定員：36名

令和7年6月2日 月曜日 14:00～16:00

会場 エル・おおさか 南館 10階 1023号室 定員：66名

令和7年7月7日 月曜日 14:00～16:00

会場 エル・おおさか 南館 7階 734室 定員：36名

※同じ内容です。1都合の良い日に
1参加ください。



京阪・地下鉄谷町線「天満橋」より西へ300m

京阪・地下鉄堺筋線「北浜駅」より東へ500m



【お問合せ】

大阪産業保健総合支援センター TEL06-6944-1191

<https://osakas.johas.go.jp/>

【主催】厚生労働省 大阪労働局

【共催】大阪産業保健総合支援センター

●お申し込みはホームページ、もしくは二次元コードをご利用ください。



熱中症対策

NEW!

資料 3

～知って労働者を守る!熱中症の重篤化防止～
【セミナーを開催します】



参加無料

①令和7年6月 9日 月曜日 14:00～16:00
エル・おおさか 本館5階 視聴覚室

②令和7年6月30日 月曜日 14:00～16:00
エル・おおさか 南館10階 1023号室

※同じ内容です。ご都合の良い日にご参加ください。

(セミナー内容)

- ・熱中症対策「重篤化防止」について
【厚生労働省大阪労働局 労働衛生専門官】
- ・熱中症による重篤化のメカニズム
【大阪産業保健総合支援センター産業保健相談員(産業医)】
- ・(仮)熱中症による救急搬送の要否の判断と
搬送までの応急処置
【大阪市消防局】



熱中症による労働者の死亡災害の殆どが、「初期症状の放置」「初期対応の遅れ」が原因となっていることから、熱中症による重篤化を防止するための事業主、安全衛生担当者向けのセミナーを開催します。

セミナーでは、産業医から「熱中症による重篤化のメカニズム」について、また、大阪市消防局担当官から「熱中症による救急搬送の要否の判断と搬送までの応急処置」について、それぞれ熱中症による重篤化を防止するために重要な知識について学びます。



●京阪・地下鉄谷町線「天満橋」より西へ300m

●京阪・地下鉄堺筋線「北浜駅」より東へ500m

【お問合せ】

大阪産業保健総合支援センターTEL06-6944-1191

<https://osakas.johas.go.jp/>

【主催】厚生労働省 大阪労働局

【共催】大阪産業保健総合支援センター

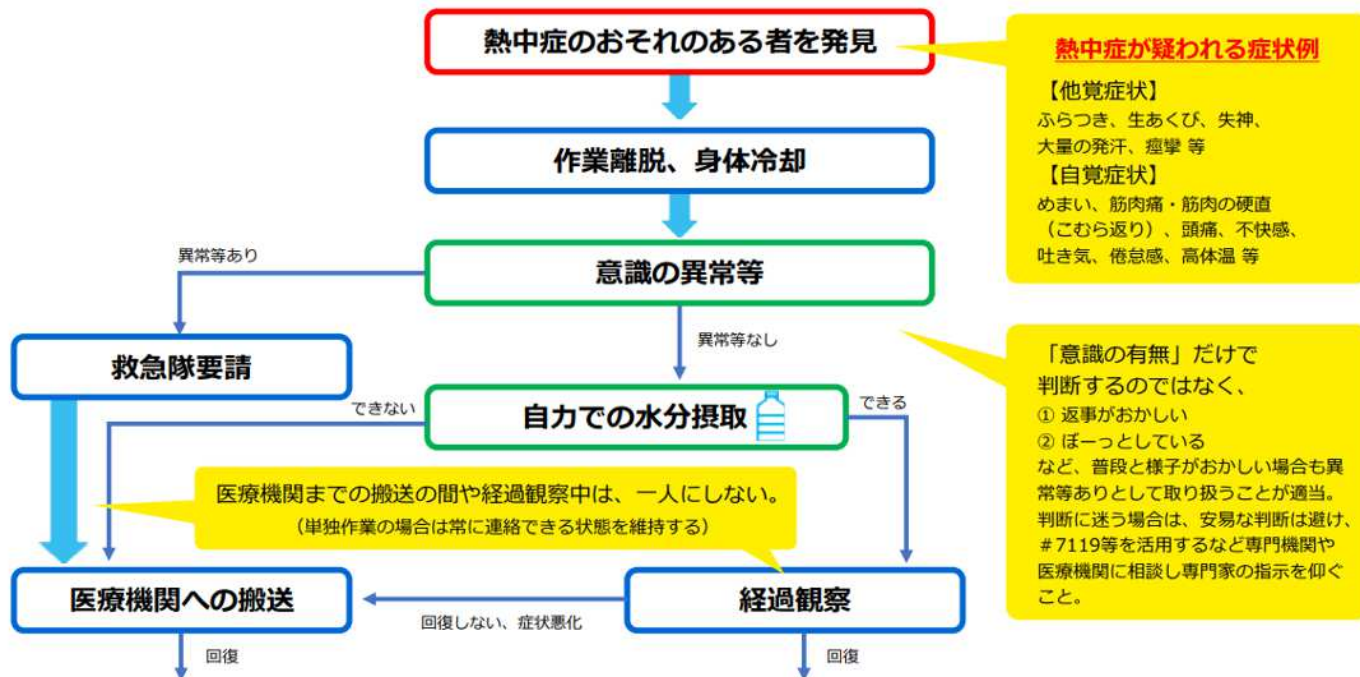
参加申込はホームページ、もしくは
二次元コードをご利用ください。



職場における熱中症対策の強化について

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

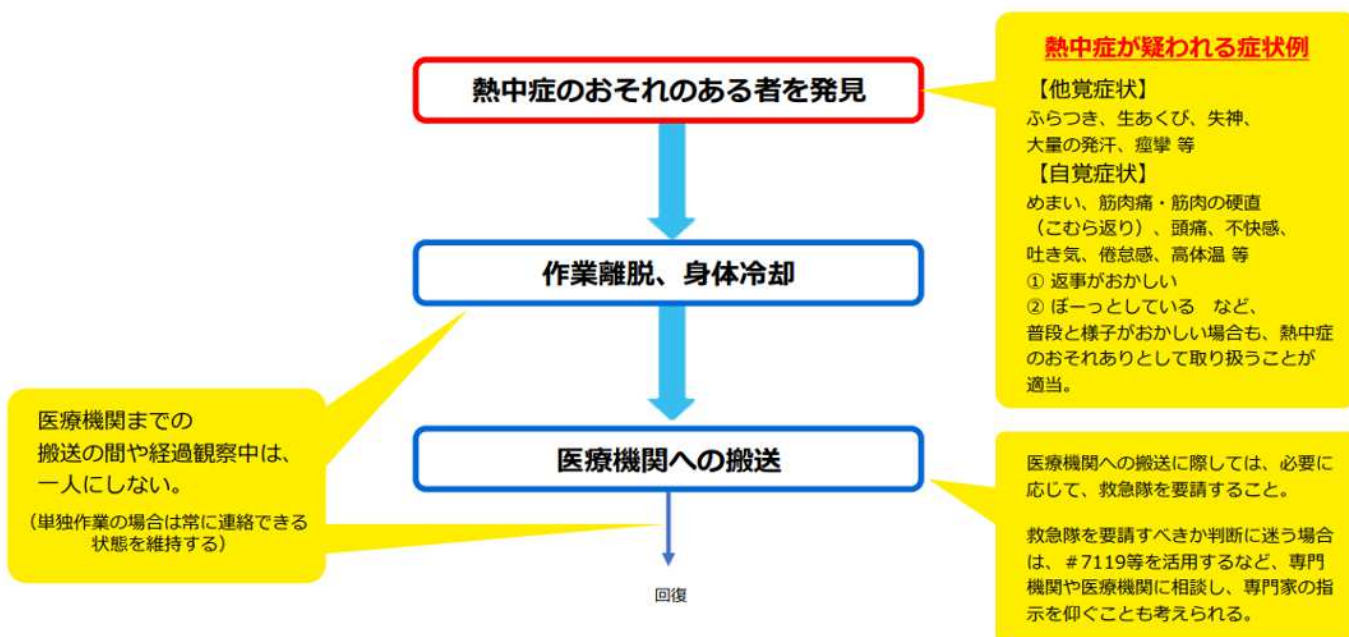
※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



職場における熱中症対策の強化について

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

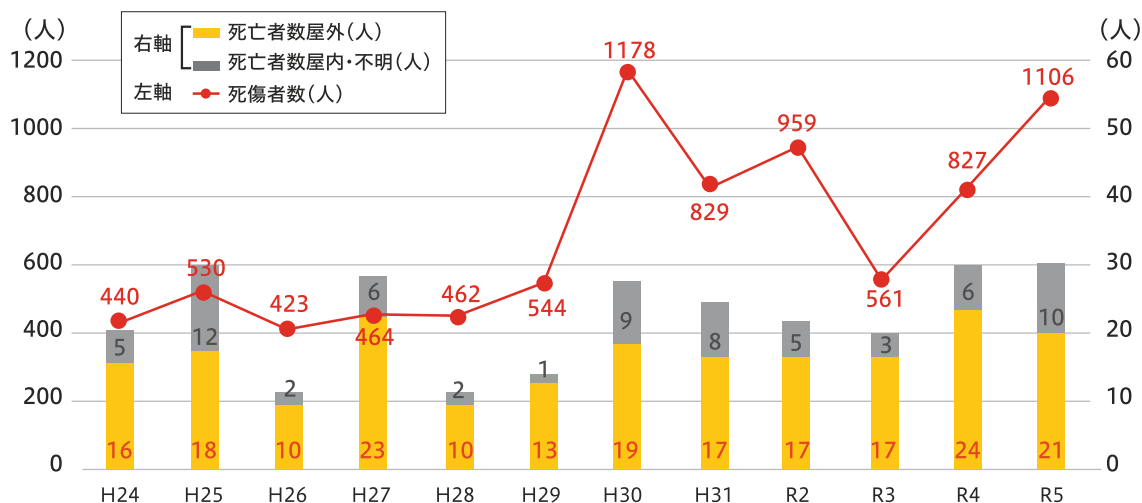
※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



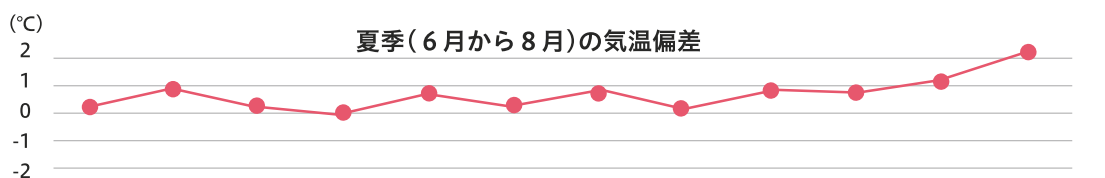
「 令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます 」

職場における 熱中症対策の 強化について

夏季の気温と職場における 熱中症の災害発生状況(H24～)



業務上疾病調：厚生労働省(死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む)



平成3年～令和2年の30年間を基準とした偏差：気象庁

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

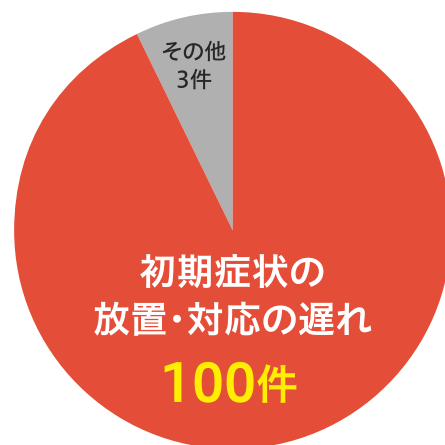
ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

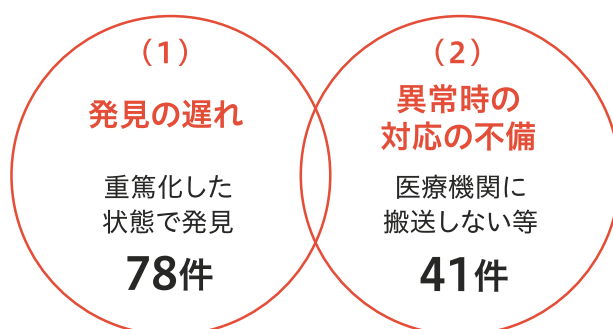
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり



職場における熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて

身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでのとても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり掘ったりする など 	25	20

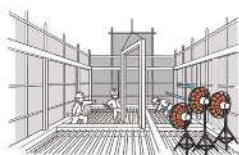
それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1)WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2)休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1)健康診断結果に基づく対応等

(2)日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3)労働者の健康状態の確認

(4)身体の状態の確認

2 作業管理

(1)作業時間の短縮等

(2)暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



(5)作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1)熱中症の症状

(2)熱中症の予防方法

(3)緊急時の救急処置

(4)熱中症の事例

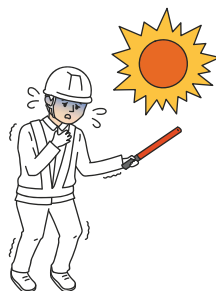


今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例) 作業員の様子がおかしい…



判断する

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

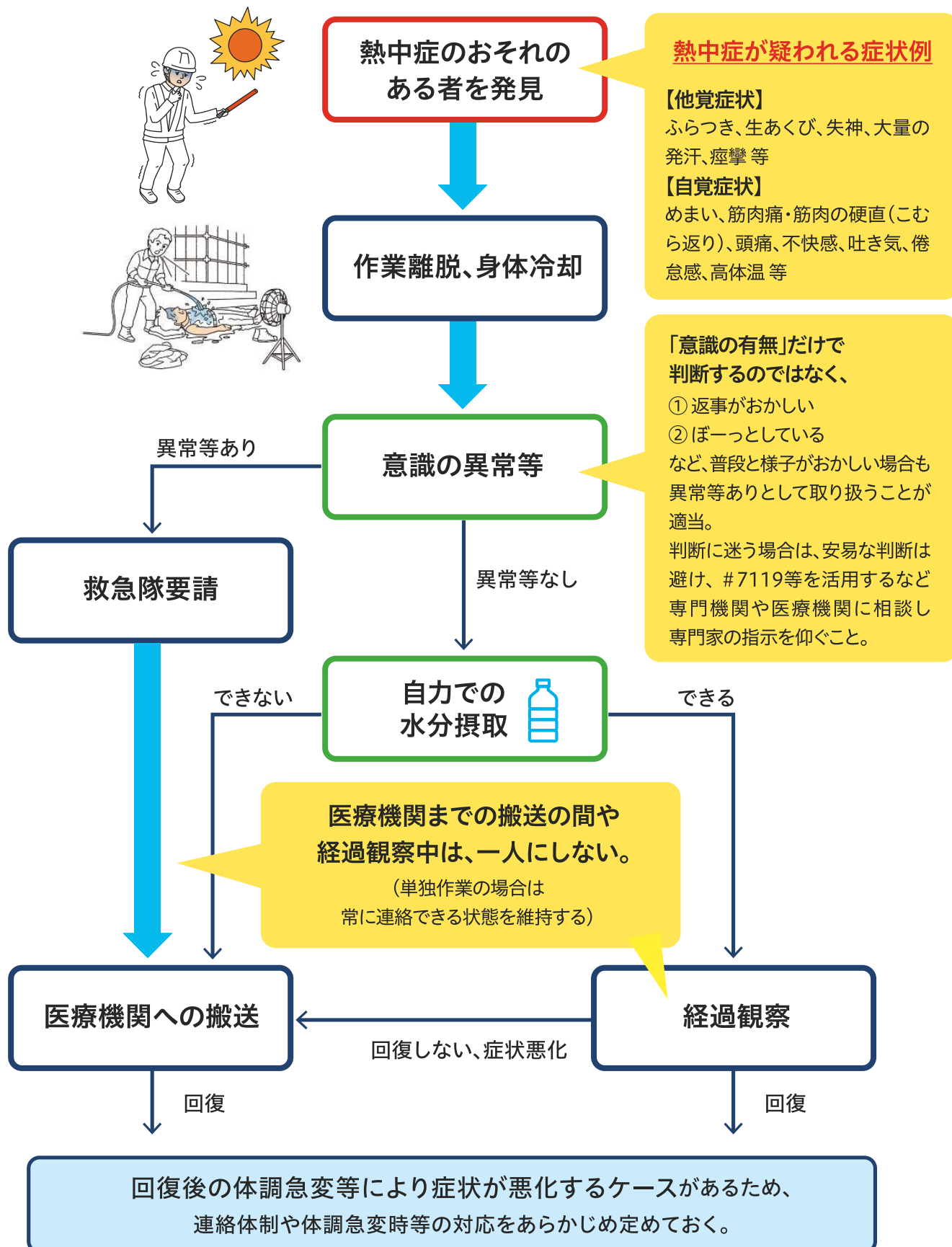
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれ
ある者を発見

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

① 返事がおかしい

② ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。

（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する）

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、

#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

回復



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも
初期症状

何となく
体調が悪い

すぐに
疲れる

あの人、
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名：本日はWBGT値が28℃を
超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0℃です。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願
いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】

令和6年の大阪府内の職場における熱中症の発生状況

令和6年は記録的な猛暑となり、暑さへの順化が十分できておらず、気温が上がり始めた7月初旬から熱中症の発生件数が増加した。

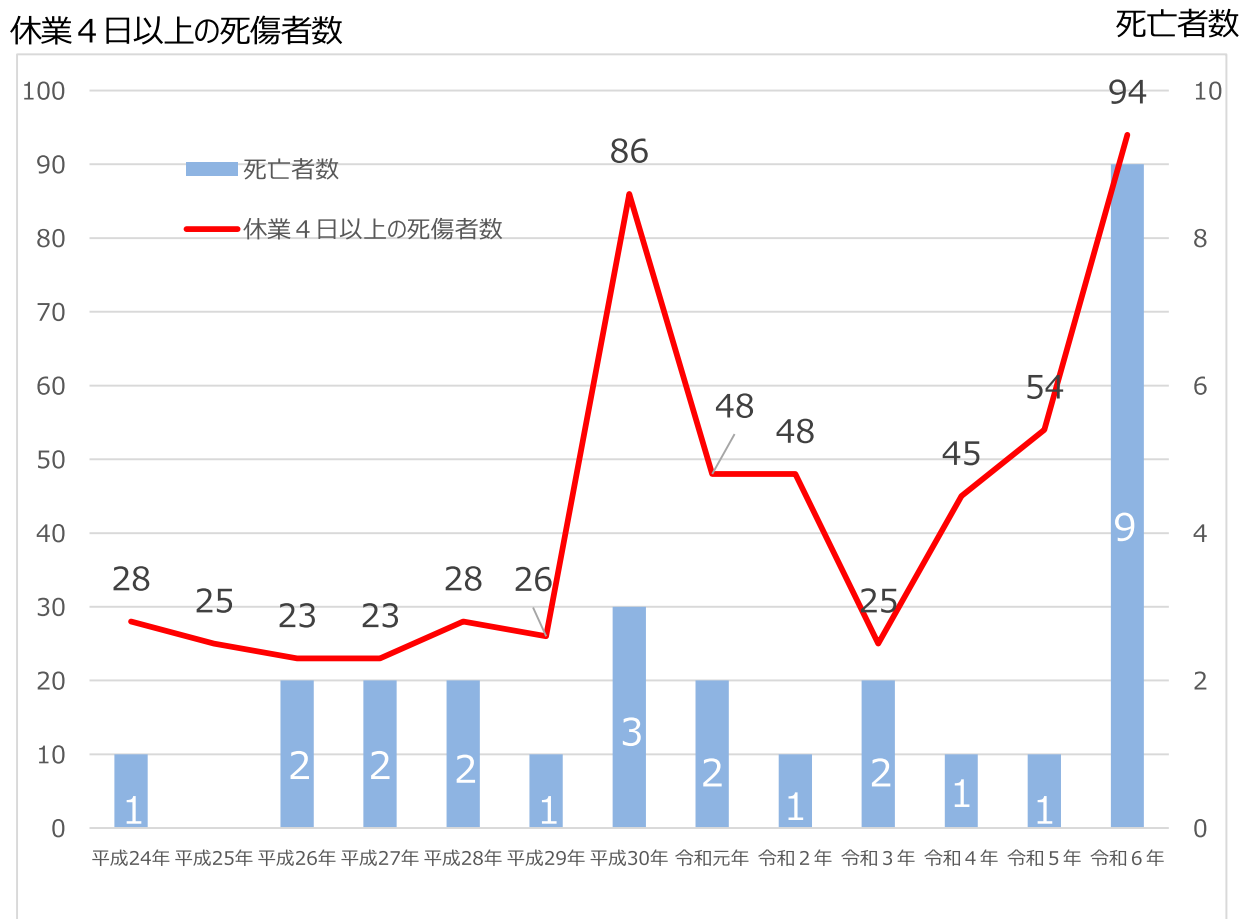
また、熱中症全体の40%以上となる39件は7月下旬及び8月上旬に発生した。

令和6年の屋外の気温、WBGT値と休業4日以上の中症の発生状況について、7月以降で熱中症が発生した日についてはほぼ、最高気温が31℃以上、WBGT値が28℃以上となっており、平均気温についても31℃近く、WBGT値も28℃近くとなっていた。(観測地点：大阪市)

体調不良者をすぐに病院に搬送するという「緊急時の措置」が適切にとられていなかったと考えられる事案も複数発生している。

なお、全国の熱中症による死亡を含む休業4日以上の中症者は1,195人、うち死亡者は30人となっている(令和7年1月7日現在速報値)。

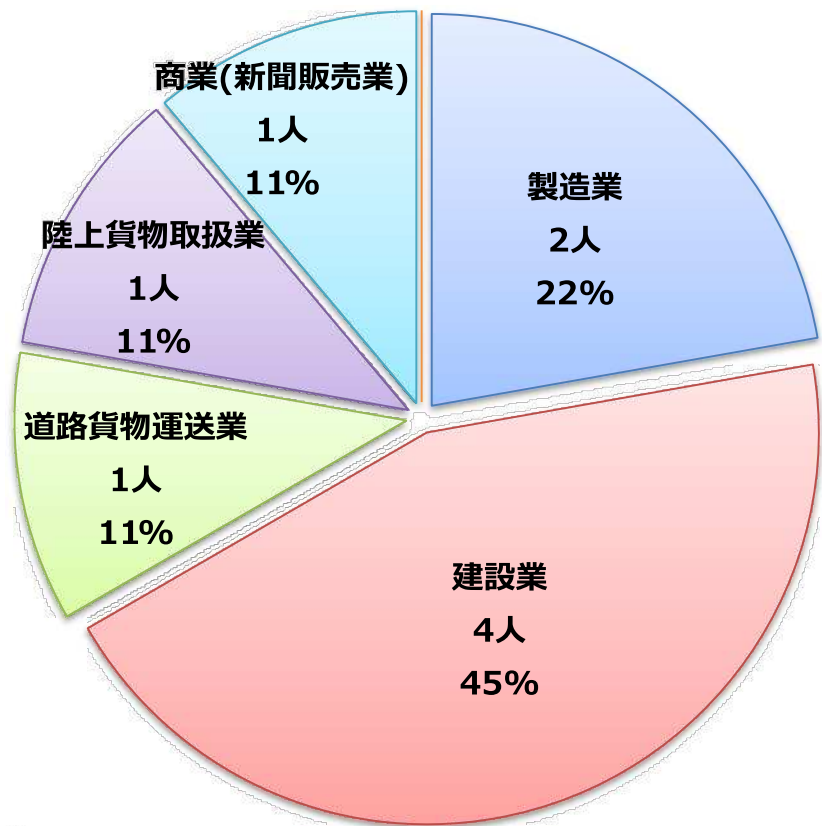
- 熱中症による休業4日以上の中症者は、前年より40人増加し94人であった。また、そのうち死亡者は9人で、前年より8人増加した。



2 【死亡災害】

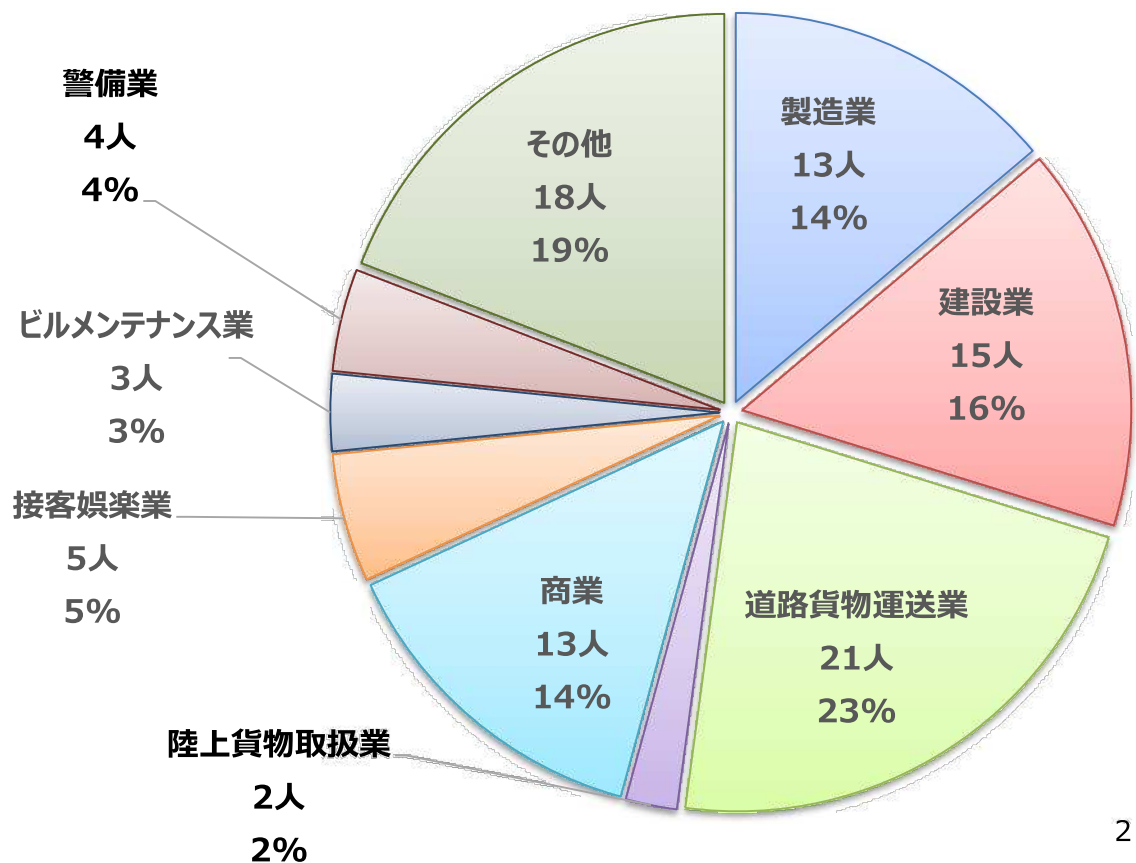
業種別では、製造業 2 人、建設業 4 人、道路貨物運送業 1 人、陸上貨物取扱業 1 人、商業（新聞販売業） 1 人となっている。

全国の職場における熱中症による死亡災害は 30 人で、そのうち 3 割にあたる 9 人が大阪府内の職場で発生した。

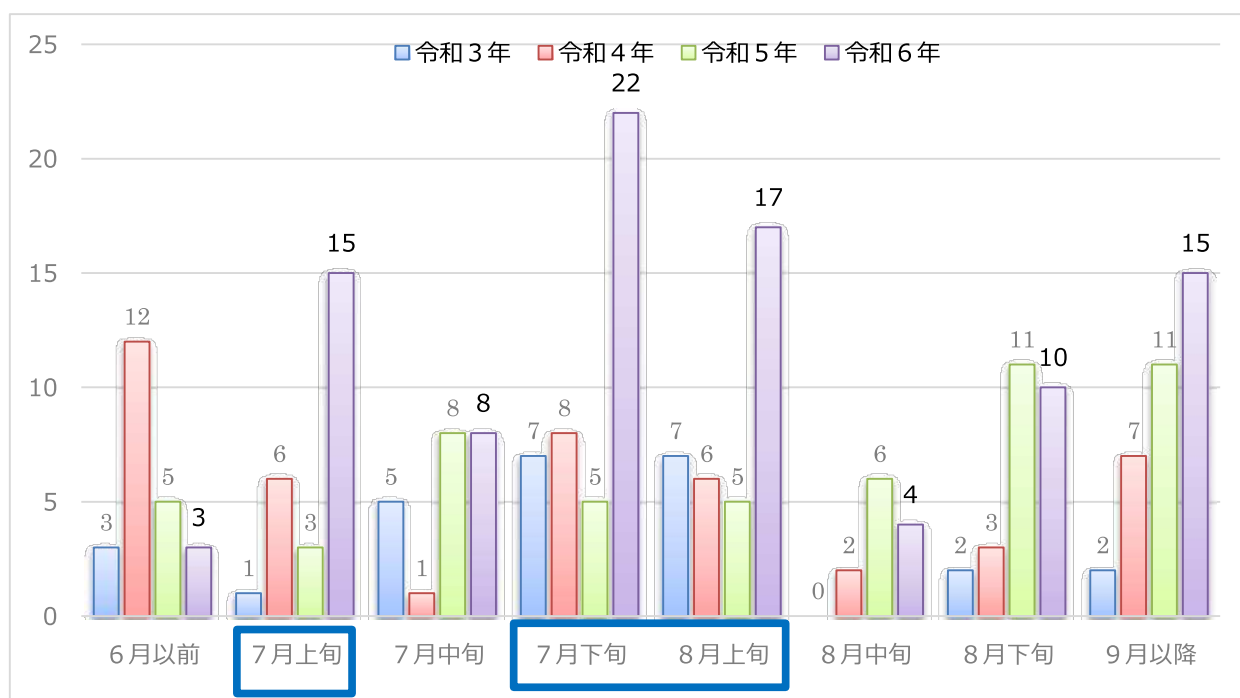


3 【休業 4 日以上の熱中症】

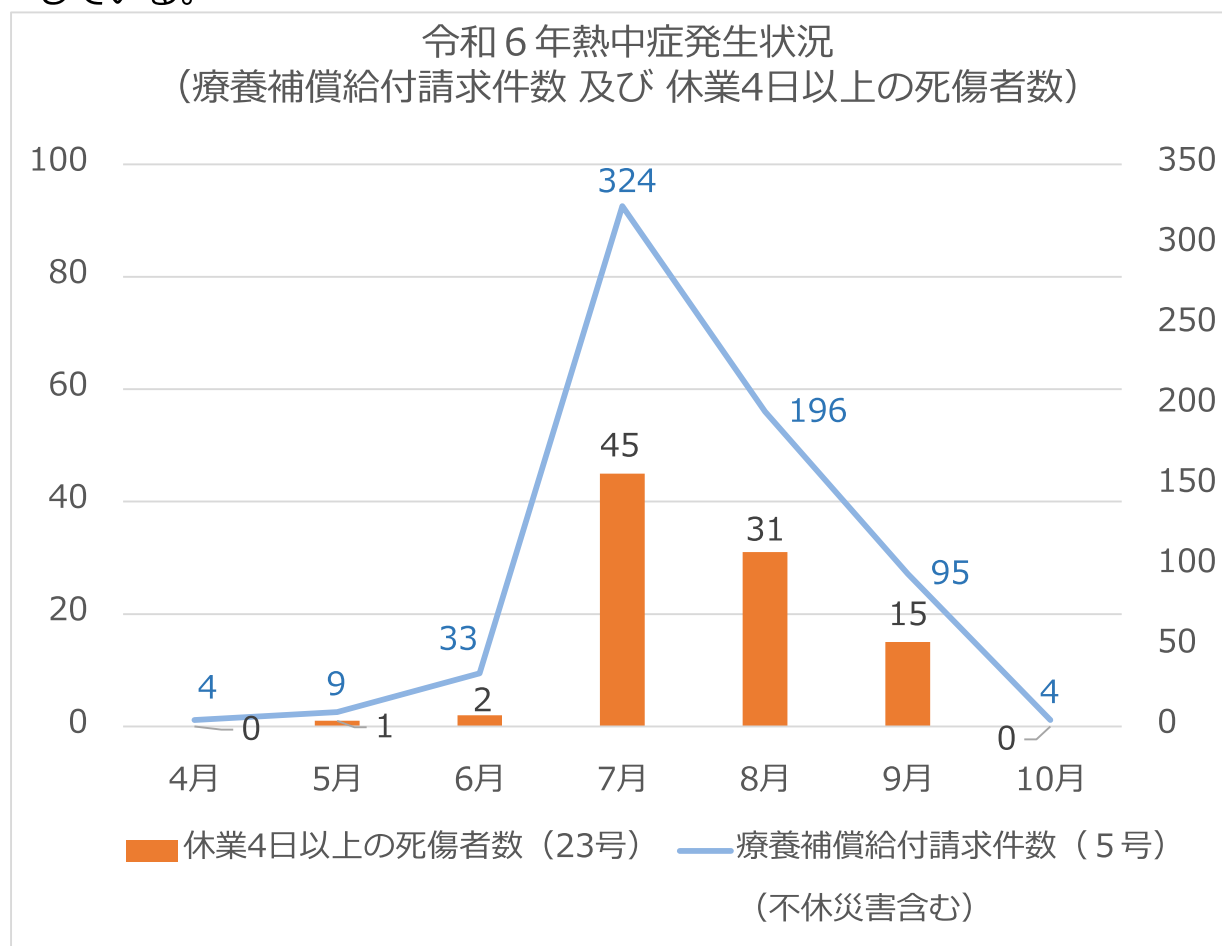
業種別では、製造業 13 人、建設業 15 人、道路貨物運送業 21 人、陸上貨物取扱業 2 人、商業 13 人、接客娯楽業 5 人、警備業 4 人、ビルメンテナンス業 3 人となっている。



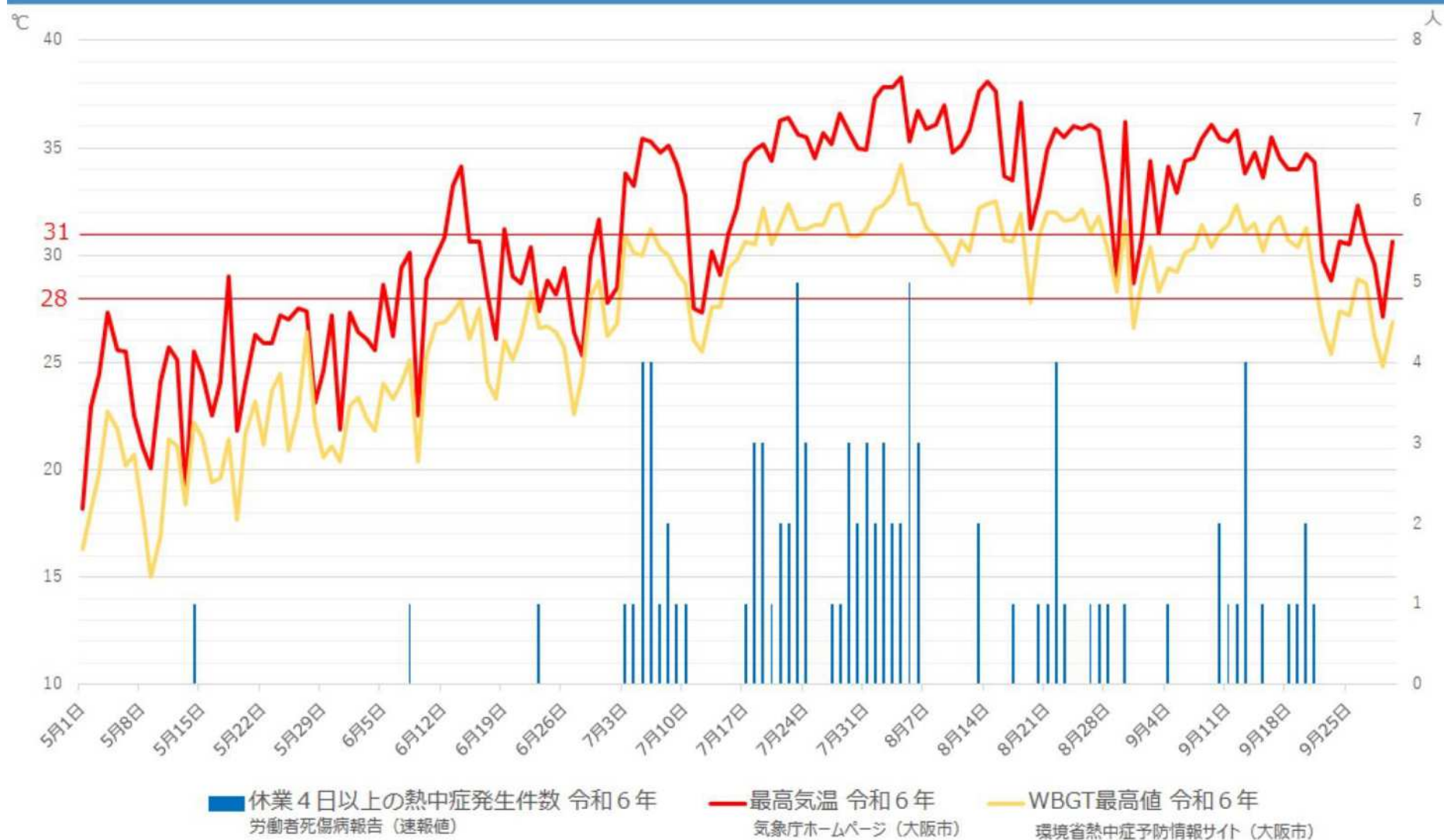
- 4 令和6年の発生時期は、7月初旬から増加し、全体の40%が7月下旬から8月上旬に発生している。



- 5 休業4日以上の中熱症は5月から9月の5か月間に発生しているが、休業3日以下（不休業を含む）の中熱症は4月から10月の7か月間に発生している。



日ごとの最高気温、WBGT最高値及び熱中症の発生件数 (令和6年5月1日～9月30日)



日ごとの平均気温、WBGT平均値及び熱中症の発生件数 (令和6年5月1日～9月30日)

